



神奈川県

KANAGAWA

地域主権実現のための指針



平成24年10月

目 次

はじめに	1
I めざすべき地域主権型社会のすがた	2
II 指針	3
指針1 「画一」から「多様」へ（住民自治の拡充）	
指針2 「依存」から「自立」へ（団体自治の拡充）	
III 取組方向	4
取組方向1 県民主体の県政の確立	
取組方向2 広域自治体としての県の機能の純化・強化	
取組方向3 県域を越えた広域行政課題への対応の強化	
取組方向4 これからの神奈川県のあるべきあり方に向けた取組み	
取組方向5 神奈川モデル構築の取組み	
IV 指針の進行管理	7
主な用語の説明	8

（本文中、番号が付してある用語の説明を掲載しています。）

はじめに

県では、2007（平成19）年7月に、2010（平成22）年度末までの4年間を期間とする「地域主権¹実現のための基本方針」を策定し、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」という地域主権型社会の実現をめざして、地方分権改革の推進に努めてきました。

具体的には、県民が自らの意思を適切に県政に反映させることができるようにするため、「県民参加の機会の確保」や「情報提供・情報公開」など、県民主体の県政運営を行うための基本ルールを明らかにした「自治基本条例」を制定し、2009（平成21）年3月に公布・施行されました。

また、地方自治体が住民のニーズなどを反映した政策を実施できるようにするため、国に対して権限・財源の移譲や関与等の廃止・縮減を強く求める一方、市町村に対しては、包括的権限移譲の仕組みなどに基づき、積極的に権限移譲を進めてきました。

しかしながら、「国と地方の協議の場」は法制化されたものの、国からの権限・財源の移譲や関与等の見直しは一部にとどまり、依然として不十分な状況です。また、権限移譲などによる地方自治体の自己決定領域の拡大に伴い、そこに住民の意思を反映させていくための取組みが求められるなど、今後とも、地域主権型社会の実現に向けた取組みをさらに進めていくことが必要です。

そこで、地方自治体を取りまく環境の変化などを踏まえて、2012（平成24）年度から2014（平成26）年度までを期間とする「地域主権実現のための指針」を策定することとしました。

この指針のもと、県民の意思に基づく神奈川らしい政策、神奈川らしい地域づくりが一層進展するよう、取り組んでまいります。

I めざすべき地域主権型社会のすがた

1 地域主権型社会のすがた

地域主権型社会とは、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」という社会のことです。

地域主権型社会を構築するためには、国・県・市町村の適正な役割分担²のもと、国に集中している権限や財源を県・市町村に移すことによって、中央集権型の行政システムを地域主権型社会にふさわしい、真に住民が望む行政システムに転換することが必要です。

こうした行政システムの転換により、地域のことは地域で決められるようになり、住民の声や地域の実情が行政サービスに反映されやすくなります。

また、住民が負担する税金などが身近な地方自治体で使われることが多くなることから、受益と負担の関係が住民に見えやすくなります。そのため、住民は、税金などの負担と必要な行政サービスという受益とを比較しやすくなり、行政サービスが住民の自主的な選択に基づいた多様なものになります。

さらに、国の省庁による縦割り行政や、各省庁と地方自治体との調整が解消され、行政サービスが総合的かつ迅速なものとなります。

2 地域主権型社会をめざす理由

県では、「『いのち輝くマグネット神奈川』を実現する」を「かながわグランドデザイン」（総合計画）の基本理念として掲げ、県民一人ひとりのいのちを輝かせるとともに、人やものを引きつける魅力を持った神奈川の実現をめざしています。

そのためには、地方自治体が、国の定めた法令や補助金の基準などの全国画一のルールではなく、住民の意思に基づく政策を自主的かつ総合的に進めることが不可欠であり、引き続き、地域主権型社会をめざすことが必要です。

Ⅱ 指針

「Ⅰ めざすべき地域主権型社会のすがた」の実現に向けて、次の2つを県の取組みを進めていくうえでの指針とします。

指針1 「画一」から「多様」へ（住民自治の拡充）

- 中央省庁主導の全国画一の行政から住民主導の地域の個性を反映した行政へ転換していくため、県民参加による県政運営を推進し、県民の意思が県政に反映される仕組みを充実します。
- 地域のニーズに対して適切に対応するため、県民やNPO、企業など、多様な主体と協働・連携していきます。

指針2 「依存」から「自立」へ（団体自治の拡充）

- 国・県・市町村の適正な役割分担のもと、地方自治体が住民の意思に基づく自主的な行政運営を推進できるよう、国に対して、権限や税財源のより一層の移譲、関与等の見直しなどを働きかけていきます。
- 住民に身近な行政は、住民に身近な基礎自治体である市町村が行えることが基本であることから、市町村が住民に身近な行政を主体的・総合的に実施できるよう、市町村の行財政基盤の強化に向けた支援を進めます。

Ⅲ 取組方向

国においては、2010（平成22）年6月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」に基づき、義務付け・枠付けの見直し³や市町村への権限移譲など、地域の自主性及び自立性を高めるための取組みを進めています。こうした動向も注視しつつ、「Ⅱ指針」のもと、次の5つの取組方向に沿って、取組みを進めていきます。

取組方向1 県民主体の県政の確立

県民からの信託を受けた県議会と県知事による二元代表制のもと、県民の意思と責任に基づく県民主体の県政をめざします。

- 県民と知事が直接意見交換する「対話の広場」の開催や「わたしの提案」制度など、県民が県政に参加する多様な機会の確保に努め、県政への県民参加を一層推進します。
- 県政に関する重要な事項について県民の意思を問うための県民投票制度について、「神奈川県県民投票制度あり方検討会」⁴における、両論併記となった論点や実務面での課題などの検討結果を踏まえ、国の動向を見極め、改めて検討します。
- 情報公開制度を適切に運用するとともに、県が保有する情報を積極的に公表・提供し、県民との情報の共有化を図ります。
- 多様な県民ニーズに的確かつ柔軟に応え、活力ある地域社会づくりを進めるために、県民、NPO、企業などとの協働・連携を一層推進します。
- 地域課題の解決や地域活性化に取り組むNPOやボランティアなどの交流や学習の機会を提供するとともに、寄附文化の醸成や税制上の優遇措置など、NPOの自立的活動を支援します。
- 地方自治体のトップ同士が率直な意見交換を行う市長会議、町村長会議、県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会、地域別首長懇談会をはじめ、各事業分野における様々な取組みを通じて市町村との連携強化を図るとともに、市町村にかかわる特に重要な県の政策について、県民に最も身近である市町村の意見を県の政策に反映させるため、「県と市町村の協議体制」の着実な運用に努めます。

取組方向2 広域自治体としての県の機能の純化・強化

国・県・市町村の適正な役割分担のもと、広域自治体としての県の機能⁵をさらに純化・強化します。

- 県・市町村への権限移譲や関与等の見直しなどについて、他の自治体とも連携して、国に対して強く働きかけます。また、地域主権戦略大綱に基づく義務付け・枠付けの見直しに関する法制化の措置に対して、必要となる条例の制定や体制の整備などに適切に取り組みます。
- 自立的な税財政システムの確立に向けて、国と地方の税源配分や国庫補助金、地方交付税の見直しなどについて、市町村と連携するとともに全国知事会などを通じて、国に対して強く働きかけます。
- 地域のニーズに応じた行政サービスの充実と政策目的実現の観点から、課税自主権の活用に努めます。
- 市町村が住民に身近な行政を総合的に実施できるようにするため、地域主権戦略大綱に基づく権限移譲にとどまらず、県独自の権限移譲を進めます。
- 市町村の行財政基盤の強化に向けて、これまでの個別市町村への支援に加え、市町村の広域連携の取組みを支援します。
- 地方自治体の裁量権の拡大や県政運営に係る政策・制度の整備、充実、改善などに関し、国に対して様々な提案などを行います。

取組方向3 県域を越えた広域行政課題への対応の強化

県域を越えた広域行政課題に適切に対処するため、自治体間のさらなる連携強化などに取り組みます。

- 環境問題対策、防災・危機管理対策など、県域を越えた広域行政課題に適切に対処するため、九都県市首脳会議や山梨・静岡・神奈川三県サミットなど、近隣自治体などとの協調・連携を強化します。
- 地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう、国の出先機関の原則廃止に向けて、それに伴う事務・権限の受入れについて検討を進めます。

取組方向4 これからの神奈川県のあるべきあり方に向けた取組み

地域主権型社会にふさわしい行政システムへの転換に向け、これからの神奈川県のあるべきあり方について検討を進めます。

- 道州制をめざす中で、大都市制度に関する議論⁶や広域連携の実績などを踏まえつつ、これからの本県のあるべきあり方について、県民や市町村と意見交換を行いながら検討を進め、新たな特区制度の創設を国に提案するなどに取り組めます。
- 新たな特区制度を活用して、国からの事務・権限の移譲や規制緩和を実現し、神奈川の創意と工夫による先進的な取組み「神奈川モデル」の実現をめざします。

取組方向5 神奈川モデル構築の取組み

「かながわグランドデザイン 実施計画」では、先進性や発展性を持った県の重点政策を分野横断的にまとめた27のプロジェクトを中心に、2012（平成24）年度から2014（平成26）年度までの3年間で取り組む政策を示しています。

県民、NPO、企業、団体、市町村などと情報や目的を共有しながら、神奈川の総力を結集し、新たな政策をともに創り、全国の先駆けとなる「神奈川モデル」として発信することとし、地域に必要なことを独自の創意と工夫によって実現させる取組みを進めることとしています。

（主な取組み）

■ 「かながわスマートエネルギー構想」の推進

将来にわたり安全・安心なエネルギーを安定的に確保していくためには、電力会社を中心とした集中型のエネルギー体系を、より環境に配慮したものとするとともに、地域が中心となった分散型のエネルギー体系を新たに構築していく必要があります。

そこで、太陽光を中心に再生可能エネルギー等の導入を進め、電力供給量の拡大を図る「創エネ」、電力のピークカットを図る「省エネ」、電力のピークシフトを図る「蓄エネ」の取組みを総合的に進め、それらを組み合わせて効率的なエネルギー需給を地域において実現する「かながわスマートエネルギー構想」を推進します。

■ 「神奈川県医療のグランドデザイン」の推進

我が国の医療制度は、医療機関の施設基準や病床規制など、国が様々な面で全国一律の規制や制約を設けているため、救急医療体制、医師など医療人材の確保、病院・診療所の連携など、それぞれの地域によって異なる医療環境に応じた対策を講じることができない状況にあります。

そこで、県民主体の医療を確立するため、本県医療のあるべきすがた、現在の課題解決の方向性を示した「神奈川県医療のグランドデザイン」に基づく取組みを推進します。

また、ICTを活用したカルテなどの医療情報を患者や病院内外で共有するためのモデル事業などに取り組めます。

IV 指針の進行管理

この指針に基づく取組みについては、新たな取組みなども含め、毎年度、その実施状況の進行管理を行い、その結果を公表するとともに、多様な県民参加などを実施します。

【主な用語の説明】

用 語	解 説
<p>1 地域主権 (本文1ページ)</p>	<p>住民がそれぞれの地域のことを自らの意思と責任で決定できるということであり、地方自治体がそうした住民の意思を反映するために必要な財源と権限を持つことを、本指針では「地域主権」と表現しています。</p> <p>なお、「地域」には、都道府県域、市町村域、さらには自治会の区域や学校区など様々な使い方・意味があります。</p>
<p>2 国・県・市町村の適正な役割分担 (本文2ページ)</p>	<p>地方自治法において、地方自治体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとされています。これに対して、国は、国家の存立にかかわる事務など国が本来果たすべき役割を重点的に担うこととされています。そして、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねることを基本として、地方自治体との間で適切に役割を分担すると定められています。</p> <p>これを基本として、住民のニーズに応じて、地域のことは地域で決められるようにするため、国・県・市町村のどこがその事務事業を担うことが最もふさわしいのかとの観点から、役割分担の適正化を図ることが必要です。</p>
<p>3 義務付け・枠付けの見直し (本文4ページ)</p>	<p>地方分権改革推進委員会の勧告では、国が一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けることを「義務付け」といい、一定種類の活動に係る計画策定の義務付けも含むとしています。また、地方自治体の活動について手続き、判断基準等の枠付けを行うことを「枠付け」というとし、「義務付け・枠付け」を一体として見直しの対象としています。</p> <p>義務付け・枠付けを見直すことは、地方自治体に対する規制緩和にとどまらず、地方自治体が事務処理のための組織、手続き、判断基準などを立案する機能を拡大することを意味するものであり、重要な意義を有するものです。</p>
<p>4 神奈川県県民投票制度あり方検討会 (本文4ページ)</p>	<p>2009（平成21）年3月に施行された「神奈川県自治基本条例」では、県政に関する重要な事項について、県民の総意を確認する必要がある場合に備えて、「県民による投票を実施することができる」と規定しています。</p> <p>実際に県民投票を実施するための制度を設ける場合には、あらかじめ整理しておくべき論点が多岐にわたることから、県では、同年7月に「神奈川県県民投票制度あり方検討会」を設置し、2010（平成22）年2月に検討結果が取りまとめられましたが、制度の形態について、個々具体の事案ごとに条例を制定して実施する「個別型」がよいか、県民投票に関する共通のルールを一本の条例に規定し存置させておく「常設型」がよいかなど、両論併記となった論点があり、また、投開票事務等において市町村の協力をいかにして担保するかなど、実務面での整理が必要な課題も多いとされました。</p>
<p>5 広域自治体としての県の機能 (本文5ページ)</p>	<p>地方自治法において、都道府県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整に関する事務及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められる事務を処理することとされています。</p> <p>市町村への権限移譲や市町村の広域連携などが進み、一般の市町村が処理することが適当でない事務の範囲が縮小すると、その方面での県の役割が小さくなる一方、今後は、大規模災害など非常時を想定した危機管理体制や県域を越えた広域行政課題への対応といった機能・役割が大きくなるものと考えられます。</p>
<p>6 大都市制度に関する議論 (本文6ページ)</p>	<p>地方自治法では、指定都市制度や都の特別区制度など、大都市域における自治体の権能などに特例を規定しています。現在、各地でこうした大都市制度のあり方について活発に議論されています。</p> <p>例として、「指定都市市長会」では、現行の広域自治体（道府県）－基礎自治体（市町村）という二層制を廃止し、広域自治体に包含されない「特別自治市」を創設する構想を提唱しています。この構想では、地方が行うべき事務のすべてを「特別自治市」が一元的に担うとしています。</p> <p>また、大阪府では、府と指定都市である大阪市・堺市を再編し、広域行政を担う「大阪都」と中核市並みの権限を有する基礎自治体である「特別自治区」を新たに設置するという「大阪都構想」が検討されています。</p> <p>こうした動きを踏まえ、2011（平成23）年8月に設置された第30次地方制度調査会においても、大都市制度のあり方が審議されています。</p>

「地域主権実現のための指針」の概要

【県の総合計画の基本理念】

「いのち輝くマグネット神奈川」を実現する

住民の意思に基づく政策を自主的かつ総合的に進めることが不可欠

「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」という地域主権型社会の実現が必要

住民自治の拡充

団体自治の拡充

指針 1 画一から多様へ

- 県民参加による県政運営の推進
- NPOなど多様な主体との協働・連携

指針 2 依存から自立へ

- 権限・税財源の移譲、関与等の見直しの国への働きかけ
- 市町村の行財政基盤の強化に向けた支援

県民に関する取組み

国・市町村に関する取組み

自治体間の連携に関する取組み

県のあり方に関する取組み

独自の創意と工夫による取組みの推進

取組方向 1 県民主体の県政の確立

- 県政への県民参加の推進
- 県民投票制度の検討
- 情報公開・情報提供の推進
- NPOなどとの協働・連携の推進
- NPOの自立的活動の支援
- 県民に最も身近である市町村との連携強化

取組方向 2 広域自治体としての県の機能の純化・強化

- 権限移譲、関与等の見直しの国への働きかけ
- 国と地方の税源配分の見直しなどの国への働きかけ
- 課税自主権の活用
- 市町村への権限移譲の推進
- 市町村の広域連携への支援
- 国への提案活動の推進

取組方向 3 県域を越えた広域行政課題への対応の強化

- 近隣自治体などとの協調・連携の強化
- 国の出先機関の事務・権限の受入れの検討

取組方向 4 これからの神奈川県のあり方に向けた取組み

- これからの神奈川県のあり方についての検討
- 新たな特区制度を活用した神奈川モデルの実現

取組方向 5 神奈川モデル構築の取組み

- 「かながわスマートエネルギー構想」の推進
- 「神奈川県医療のグランドデザイン」の推進など



神奈川県

政策局地域政策部広域連携課 電話(045)210-3147(直通)
〒231-8588 横浜市中区日本大通1